

労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 23 条第 5 項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係る情報を提供します。

事業所の名称	株式会社シモサト
事業所の所在地	三重県多気郡明和町大字佐田 2183 番地 3
許可番号	派 24-300096

1. 派遣労働者の人数と派遣先の数

派遣労働者数	19 名
派遣先事業所数	1 事業所

2. 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金額の平均額（1 日 8 時間当たり）	22,111円
派遣労働者の賃金の額の平均額（1 日 8 時間当たり）	14,612円
マージン率	33.9%

※「労働者派遣に関する料金額」は、1 人 1 日当たりの派遣料金（消費税含む）

※「派遣労働者の賃金の額の平均額」（手当、賞与、その他名称に如何に問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うべきすべてのものをいう）は、派遣労働者が従事した総労働時間数で除した 1 時間あたりの金額をもとに、8 時間（1 日）業務したものとして算定。

※ マージンには、法定福利費等（健康保険、厚生年金、雇用保険など）、及び運営費等（有給休暇、事務所費、労務管理、採用活動、事業運営に当たる労働者の人件費など）を含みます。

※ 上記 1. 2. の数値は、令和 8 年度「事業報告書」より抜粋、記載しています。

3. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容

訓練内容	対象となる派遣労働者	訓練方法	費用負担	賃金支給
新規入場業務心得	雇入時	OFF-JT	無償	有給
安全教育、技能向上教育	派遣中	WEB 講習	無償	有給

キャリアコンサルティング相談窓口及び連絡先：担当 森本 昇 電話 0596-64-8515

5. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

・福利厚生等

社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険）

・定期健康診断

・有給休暇、育児・介護休業、看護・介護休暇

・セクシャルハラスメント相談窓口及び連絡先：担当 森本 昇 電話 0596-64-8515

6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項

・労使協定の締結：有

・労使協定の対象となる範囲：原則として弊社と契約する全派遣労働者

・労使協定の有効期間の終期：令和 9 年 3 月 31 日

作成 令和 8 年 6 月 25 日